

**取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等（案）に関するパブリックコメントの結果について**

平成 30 年 4 月 17 日  
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等（案）について、平成 30 年 2 月 21 日から平成 30 年 3 月 22 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（7 件、4 社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	第 6 条の 2	取引所外売買について、認可会員（PTS）に対する顧客注文の取次ぎに関して、認可会員（PTS）の売買停止措置に応じて売買停止を行えばよいとの理解でよいか。	いただいたご質問は、参加会員による認可会員の認可業務により執行される注文の認可会員への媒介等について、第 6 条の 2 への適合性を問う趣旨と解されますが、そもそも、参加会員による認可会員の認可業務により執行される注文の認可会員への媒介等は、第 6 条の 2 の適用対象ではありません。

			<p>いただいたご質問を踏まえ、本規定の適用範囲がより明確になるよう条文を修正いたします。</p>
2	第6条の2 ガイドライン2.	<p>従来通り、取引時間外について会員において受発注を行う際に、「これらの情報について最善の注意を行うこと」を規定に落とし込むことが改正のご趣旨であることを確認させていただきたい。</p>	<p>ご質問の「これらの情報について最善の注意を行うこと」とは、平成18年3月14日「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ報告書」（日本証券業協会）において、「取引所の取引時間外については、…（略）…、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこと」という記載を指しているものと考えられますが、第6条の2は、当該記載内容を自主規制規則において具体化することを目的とし、取引所取引時間外において取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買の成立を停止する態勢の整備を求める規定です。</p>
3	第6条の2 第1項	<p>次の時間内において顧客との間で取引所外売買を行う場合において、第6条の2第1項により確認することが求められる情報は、次のとおりでよいか。</p>	<p>(1) については、ご理解のとおりです。 (2) については、第6条の2第1項ただし書きのとおり、第3号に掲げる「認可会員による上場</p>

		<p>(1) 取引所取引時間内のうち立会外取引の取引時間内 第1号に掲げる「金融商品取引所による上場株券等の 売買の停止に関する情報」</p> <p>(2) 取引所取引時間外のうち認可会員が認可業務を取り 扱う時間内 第3号に掲げる「認可会員による上場株券等の売買 の停止に関する情報」</p>	<p>株券等の売買の停止に関する情報」に加え、第1 号に掲げる「金融商品取引所による上場株券等の 売買の停止に関する情報」（金融商品取引所が取 引所取引時間内に上場株券等の売買停止措置を講 じ、当該取引所取引時間内に再開しない場合があ るため。）及び第2号に掲げる「上場株券等又は その発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な 影響を与えるおそれがあると認められる情報」の 確認が必要となります。</p>
4	第6条の2 第1項	<p>規則第6条の2第2項の規定により協会員は開示が必 要とされる情報の有無を確認する態勢を整備しなけれ ばならないが、認可会員が認可業務を取り扱う時間内にお ける確認ツールとして、当該認可会員が発表する取引所外 売買の売買停止に係る情報を利用することは可能か。</p>	<p>規則第6条の4第3項において、認可会員は、 認可業務による取引所外売買を停止する場合に は、ホームページ等でその内容を公表することが 義務付けられています。そのため、取引所取引時 間外で認可会員が認可業務を取り扱う時間内に、 協会員が上場株券等の取引所外売買を行う場合に は、第6条の2において求められる態勢を整備す るために、当該認可会員が発表する取引所外売買 の売買停止に係る情報を利用することは可能と考</p>

			えられます。
5	第6条の2 第1項	取引所取引時間外に「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』における取引所外売買の停止に関するガイドライン」の2.に掲げる情報を把握した場合には、取引所外売買を必ず停止する必要があるか。	「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』における取引所外売買の停止に関するガイドライン」の2.に掲げる情報は、これまで取引所外売買の売買停止事由となったもの及びその蓋然性が高いものを列挙したものです。当該情報を把握した場合に取引所外売買の成立を停止する必要があるか否かについては、最終的には個別の事案ごとに各種の事情を考慮して判断されるべきものと考えます。
6	第6条の2 第1項第2号	「投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報」については、本規則においては、公表されているものに限る旨明記していただきたい。	売買停止措置は、投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が、上場株券等の発行者により公表された場合にのみ講じられるものではありません。また、平成28年12月22日に取りまとめられた「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向

			<p>けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」においても、市場の公正性・透明性を確保して投資者保護を図る観点からは、例えば、報道機関によるニュース報道等、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報がある場合には、適切に売買停止措置を講じることが求められている旨指摘されています。</p> <p>このため、原案どおりとさせていただきます。</p>
7	第6条の2 第2項	<p>「投資家の投資判断に重大な影響を与える恐れがあると認められる情報」であるか否かについては、仮にガイドラインなどで可能な限り明示していても、各取引業者が同じ判断をすることは限らない。</p> <p>他社で市場外取引を停止にしているが弊社では市場外取引を執行した場合、若しくはその逆の場合、証券会社に対し何らかのペナルティーが課される可能性はあるか。</p>	<p>第6条の2第2項は、取引所取引時間外において取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買の成立を停止する態勢の整備を求める規定です。そのため、「投資家の投資判断に重大な影響を与える恐れがあると認められる情報」に該当するか否かの判断が難しい事案が生じた場合に、協会員によって異なる対応がなされたとしても、そのことのみをもって直ちに本規定に違反するというわけではありません。もっとも、当該情報が</p>

			容易に認められるにもかかわらず取引所外売買が適切に停止されていないような場合には、本規定に違反している可能性が高いと考えられます。
--	--	--	---

以 上